

「令和6年度佐賀県伝承芸能次世代継承事業」企画運営等業務委託仕様書

1 業務名称

「令和6年度佐賀県伝承芸能次世代継承事業」企画運営等業務

2 目的

本県が有する特色ある伝承芸能を次世代へ継承する機運を醸成するため、芸能を披露する場を設け、広く県民が鑑賞できる機会を創出する。また、担い手世代に興味関心を持ってもらうような情報発信、伝承芸能の活用に向けた情報共有の場を提供し、伝承芸能を通じた地域の活性化を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月31日（月）

4 業務概要

（1）第7回佐賀県伝承芸能祭

期 間	準備会議：令和6年（2024年）12月頃（予定） 会場準備、設営：令和7年（2025年）1月24日（金） リハーサル：令和7年（2025年）1月25日（土） 本番、感謝状贈呈・交流会：令和7年（2025年）1月26日（日） 撤収：令和7年（2025年）1月26日（日）
会 場	本番：佐賀市文化会館（佐賀市日の出一丁目21-10） 感謝状贈呈・交流会：ホテルニューオータニ佐賀（佐賀市与賀町1-2）（予定）
出 演	県内外10団体（予定）
内 容	（ア）「佐賀県伝承芸能祭」の計画業務 （イ）「佐賀県伝承芸能祭」の事前調整業務 （ウ）「佐賀県伝承芸能祭」の情報発信業務 （エ）「佐賀県伝承芸能祭」の運営業務 （オ）その他必要な業務 ※来場者数の目標は3,900人以上とする。

（2）次世代の認知度向上につながる企画立案、運営

期 間	契約締結日から令和7年（2025年）3月31日（月）まで
会 場	県内

（3）伝承芸能活用推進会議の運営

期 間	契約締結日から令和7年（2025年）3月31日（月）まで
会 場	県内
内 容	会議の運営（年1回）

5 業務内容

（1）第7回佐賀県伝承芸能祭の運営に関する業務

(ア)「佐賀県伝承芸能祭」の計画業務

「佐賀県伝承芸能祭」を実施することで、目的を達成できるような効果的な計画を作成すること。特に、来場者数の目標 3,900 人を達成できるようなものとなるよう留意すること。

① 業務実施体制の構築・管理

- ・事業効果を高めるためイベントプロデューサーを配置すること。
- ・若年層を含む幅広い世代へ効果的にアプローチするためポスター、チラシ、ステージ装飾等を統括するデザインプロデューサーを配置すること。
- ・その他、業務全般に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。

② 業務実施スケジュールの作成・管理

- ・イベント当日までの運行スケジュールを作成し、定期的に（契約～10月までは隔週1回以上、11月～翌年1月までは毎週1回以上）打ち合わせを設定し、進捗を報告すること。
- ・委託事業者は担当者2名以上を配置し、打ち合わせは2名以上の体制で参加すること。

③ 「佐賀県伝承芸能祭」基本コンセプト、基本ビジュアルの作成

④ 会場の使用計画の作成

⑤ 出演団体等のステージイベントの企画の作成

- ・出演団体は県内外10団体（予定）とする。
- ・司会は男女1名ずつのペアにて進行する。
- ・さが祭時記まつりびとオープニング曲担当の篠笛奏者佐藤和哉氏を招聘する。
- ・本大会において舞台上で手話通訳を行うこと。

⑥ ステージ以外のイベントの企画の作成（体験型イベント、集客型イベント）

⑦ 駐車場計画の作成（誘導看板等の計画を含む）

⑧ 感謝状、表彰状の作成

大 き さ	A3判
印刷様式	全書筆耕
紙 質	賞状用紙
数 量	16枚（県内外出演団体10枚＋表彰団体6枚）
備 考	額縁含む。本文はword原稿で提供

⑨ 会場等装飾計画の作成（会場用案内看板等を含む）

⑩ 効率的な予算計画・管理

⑪ 感謝状贈呈式、交流会の計画作成

伝承芸能祭の出演者への感謝状贈呈式、出演者同士の交流会の計画を作成する。

会 場	ホテルニューオータニ佐賀
人 数	60名程度
M C	1名
時 間	19時～20時30分（予定）
備 考	着席形式、1団体3～4名程度

(イ)「佐賀県伝承芸能祭」の事前調整業務

「佐賀県伝承芸能祭」の円滑な開催に向けて関係団体、関係者への事前調整を行う。

- ① 佐賀県との事前調整及び協議
- ② イベントプロデューサーとの詳細な事前調整
- ③ 出演団体に関する関係機関（市町・団体等）との事前調整
- ④ 県内外の出演候補団体との事前調整
- ⑤ 円滑な進行のための準備会議開催、運営マニュアルの作成
- ⑥ 開催会場との事前調整
- ⑦ 会場外駐車場の確保、事前調整及び協議
- ⑧ その他関係各団体との事前調整及び協議

(ウ)「佐賀県伝承芸能祭」の情報発信業務

伝承芸能を継承しようとする機運を醸成するとともに、イベント当日の来場促進のための効果的な情報発信を行う。

なお、マスメディアによる情報発信においては、以下のメディアで効果的なタイアップを行いながら実施すること。

- ① サガテレビ（共催）
- ② 佐賀新聞（共催）
- ③ エフエム佐賀（共催）
- ④ ケーブルテレビ（県内全域）
- ⑤ ウェブサイト ※保守、管理含む
- ⑥ ポスター

イベント内容告知チラシと一緒に県内施設、学校等に封入発送する。

大 き さ	B 2 判
印刷様式	4 色刷カラー印刷（両面）
紙 質	コート紙 135 k g
数 量	750 枚
納 品	①佐賀県文化課 250 枚（うち 150 枚は三つ折り納品） ②封入発送 500 枚（三つ折り加工） ※告知チラシと一緒に県内施設、学校等へ委託先より送付する（送付先等は別途案内）。 ※下記参考情報（令和 5 年度実績）参照
備 考	デザイン含む

⑦ イベント内容告知チラシ

ポスターと一緒に県内施設、学校等に封入発送する。

大 き さ	A 4 判
印刷様式	4 色刷カラー印刷（両面）
紙 質	コート紙 73 k g
数 量	92,000 枚

納品	①佐賀県文化課 7,000 枚 ②委託先指定業者 85,000 枚 ※県内施設、学校等へ委託先より送付する（送付先等は別途案内）。 ※下記参考情報（令和5年度実績）参照
備考	デザイン含む

【参考情報】ポスター、告知チラシの封入発送実績（令和5年度）

<p>【1】ポスター1枚、チラシ20枚 県内博物館・美術館、図書館（68箇所）、県内公民館（109箇所）</p> <p>【2】ポスター1枚、チラシ児童・生徒人数分 県内各種学校（348校、78,820人分） ＜内訳＞学校数、チラシ枚数 県内小学校（163校、32,140枚）、県内中学校（91校、18,670枚）、義務教育学校（6校、2,320枚）、県内高校（45校、22,670枚）、特別支援学校（11校、1,420枚）、私学専修学校（27校、1,350枚）、各種学校、短期大学、大学（5校、250枚）</p>
--

⑧ 第7回佐賀県伝承芸能祭全編をオンラインでLIVE配信する。

(エ)「佐賀県伝承芸能祭」の運營業務

- ① 前日のリハーサルの運営（会場内外の駐車場運営を含む）
- ② 前々日・前日及び当日の設営（来場者誘導看板の設置・制作を含む）
- ③ 当日の運営（会場内外の駐車場運営を含む）
- ④ 当日の撤去

(オ) その他必要な業務

① 写真画像、解説文による「佐賀県伝承芸能祭」記録誌の製作

大きさ	A4判
頁数	50頁程度
様式	表紙マット180K、中面マット90K
数量	800部
備考	デザイン含む

② 撮影動画、解説コメントによる「佐賀県伝承芸能祭」記録DVDの製作

種類	ダイジェスト版、各出演団体版
様式	DVD（収納ケース、表紙カバー付）
数量	245セット（ダイジェスト版200セット、各出演団体版45セット）
備考	デザイン含む

③ イベントスチール写真の撮影

イベントの様子全般を撮影、記録集制作や記録保存用として使用。

④ 来場者配布用イベントプログラムの作成

大 き さ	A4判
頁 数	30 頁程度
様 式	表紙マット 90K
数 量	4,000 部
備 考	デザイン含む

⑤ 来場者アンケートの作成及び集計、アンケートプレゼントの企画、運営

来場者にアンケートを実施、集計結果を報告。

また、アンケートに協力いただいた方々を対象にプレゼント等を実施。

⑥ 佐賀県伝承芸能祭参加団体への参加章の製作

種 類	団体名入りペナントリボン
様 式	75mm×900mm
数 量	10 枚
備 考	デザイン含む

⑦ その他、本仕様書にない事項については、その都度佐賀県と協議を行い、決定する。

(2) 次世代の認知度向上につながる企画立案、運営

若年層（10代～30代）に向けて、伝承芸能の魅力が伝わり、各地の奉納や伝承芸能祭へ足を運ぶきっかけにつながることを期待される企画を立案し、運営する。

① 業務実施体制の構築・管理

- ・事業効果を高めるため専属クリエイターを配置すること。
- ・業務全般に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。

② 企画立案及び運営

- ・SNS等でターゲットに広く情報が届くことが期待できる企画となっていること。
- ・伝承芸能の情報（歴史、人、奉納等に関すること）が発信されていること。
- ・伝承芸能祭の来場に繋がる企画になっていること。

③ その他事業の実施に必要な業務

(3) 佐賀県伝承芸能推進活用会議の運営

会議の運営（年1回）

- ① 会議参加団体及び企業との調整、協議
- ② 会議の運営、管理
- ③ 開催会場の手配、事前準備
- ④ 会議議事録の作成

6 留意事項

- (1) 委託業務の内容については、最終的に、佐賀県と受託者が協議し決定する。
- (2) 本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者によりこれを行う。
- (3) 会場の設営（運搬、組立、解体を含む。）及び特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用はすべて契約金額に含めるものとする。
また、撤去並びに出演者の輸送手配及び謝金支払いについても同様とする。
- (4) 佐賀市文化会館の会場使用料は、契約金額に含めないものとする。
- (5) 受託者はイベント保険に加入し、加入後は保険書類の写しをイベント前日までに佐賀県に提出すること。
- (6) 真にやむを得ない理由がある場合は、イベント等の開催の時期及び場所等について変更する場合がある。その際は佐賀県と受託者との協議によって決定する。
- (7) 受託者による会場の汚損及び損負傷または第三者への損害は、受託者が弁償または賠償する。
- (8) 業務の遂行に当たり、第三者（佐賀県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うものとする。
- (9) 受託者が制作したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、佐賀県に帰属するものとする。
ただし、受託者が単に使用する場合には、佐賀県と協議するものとする。
- (10) 個人情報保護及び情報セキュリティに関し最新の注意が必要とされるため、受託事業者へ以下の事項を義務付ける。
 - ア 業務上知り得た個人情報の秘密保持を確保し、第三者への情報提供を禁止する。
 - イ 受託業務目的以外の利用の禁止
 - ウ 受託業務目的以外の個人情報データの複写又は複製の禁止
 - エ 業務従事者による個人情報保護の誓約
 - オ 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化
- (11) 委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。
- (12) 業務の全部もしくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこととする。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承諾を得ることとし、この場合においては、佐賀県内に本店を有する事業者への発注を考慮することとする。